

指定介護サービス事業者 各位

福祉保険部指導監査課

令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定に係る届出について

このことについて、令和2年3月5日付け老発0305第6号の「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」において、令和2年度に当該加算の算定を行う場合は届出が必要とされています。この届出に当たっては、次に留意の上、届出書類の提出をお願いいたします。

なお、令和2年度から計画書等の様式が統合され、変更になっておりますので、厚生労働省の通知等を十分御確認の上、必ず新しい様式に直接入力し、作成していただきますようお願いいたします。従来の様式では受付できませんので御注意ください。

1 届出書類

- (1) 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（別紙様式2-1）
- (2) 介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）
- (3) 介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）

【主な変更点・注意点】

- ・ 計画書の内容を証明する資料の添付については、保管の有無をチェックリストで確認することで原則不要となりました。
※ 実績報告時、実地指導等において根拠資料を確認する場合がありますので、適切な記録と保管をお願いいたします。
- ・ 「賃金改善の見込額」の比較対象となる年度が、「初めて加算を取得する(した)月の前年度」から「(申請の)前年度」になりました。

2 提出期限 令和2年4月15日（水）期日厳守 ※郵送の場合は当日消印有効

3 提出方法 指導監査課に直接持参又は郵送により提出願います。

※ 郵送による場合は封筒宛名面に「介護職員処遇改善計画書在中」と朱書きしてください。

4 提出先及び連絡先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎2階
旭川市福祉保険部指導監査課（介護担当）
電話：(0166) 25-9849 FAX：(0166) 25-9090

5 届出書類等の様式について

届出書等の各種様式については、旭川市のホームページに掲載していますので御確認ください。

旭川市ホームページ> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 高齢者・介護保険> 申請・届出> 介護サービス事業者向けトップページ> 5-2 処遇改善加算> [令和2年度] 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の届出について

(問合せ先)

福祉保険部指導監査課
電話(0166)-25-9849